

福祉部との意見交換に関する質問項目（回答）

資料 P1-1	基本施策 1 地域福祉活動が盛んなまちにします【地域福祉】
資料 P7-1	基本施策 7 高齢者が安心して暮らせるまちにします【高齢者が安心なまち】
資料 P8-1	基本施策 8 高齢者が生きがいを感じられるまちにします【高齢者の生きがい】
資料 P11-1	基本施策 11 安心して介護サービスを受けることができるまちにします【介護サービス】

No.	基本 施策	主な対象事業等	質問内容	回答	備考
1	全般	共 通	部局の重点課題、問題点・課題点、悩み どころ、将来展望など	第 5 回懇話会意見交換時「資料 3」（福祉部 課題・目標など）及び部長より説明。	
2	全般	共 通	基本施策の「現状と課題」（※各資料 1 ペ ージ目に記載）の把握・認識について	第 5 回懇話会意見交換時「資料 2」（福祉部の概要）及び各所属長より説明。	
3	全般	共 通	各指標の設定（目標値・実績値の設定の 考え方）	配布資料「平成 24 年度施策評価」、「平成 24 年度事務事業評価書」内の「活動・成果指標」の指標の解説を ご参照ください。	
4	全般	共 通	点数など評価が低い事業の理由など（8. 事業の評価・分析、達成度）	配布資料「平成 24 年度事務事業評価書」内の「5. 事業の総括・成果」、「6. 今後の課題点」、「9. 施策（成 果）目標達成への貢献度」等をご参照ください。	
5	1	P1-12 民生委員・児童委員活動支援事 業 （6. 今後の課題点）	民生委員・児童委員支援について、民生 委員が困っている事をどう吸い上げ、そ れにどのように対応しているか。	民生委員活動の中で問題等が発生した場合には、民生委員が地区民児協単位で活動していることから、相談先 として、地区民児協の会長等役員の方に対応をお願いしています。また、市民協事務局である社会福祉課が、 必要に応じて市民児協会長や県民生委員児童委員協議会等とも協議しながら問題解決にあたります。なお、民 生委員全体の課題として対応する必要がある場合には、市民児協地区会長会議で検討しています。	
6	1		民生委員・児童委員について、行政のフ ォローをどう考えるか 高齢者の見守りなど、民生委員の負担の 軽減として、もっと地域で見守る体制作 りなどはできないか。例えば新聞配達や 牛乳配達の方との協定、委託など。	民生委員の活動は、高齢者や障害者、児童等要援護者の把握や見守り、支援、さらには市からの調査依頼や地 域活動への参加などたいへん幅広く、負担も少なくないと認識しています。市としては、民生委員が活動しや すい環境づくりを進めることが必要と考えており、民生委員活動の市民等への周知や地域包括支援センター等 関係機関との連携強化を進めていきます。特に、地域での支え合い、助け合いを進めるため、要援護者支援の 仕組みや体制づくりを、自治会さらには新聞販売店、ライフライン事業者等の各種民間団体に参加していただ きながら進めていくことが緊急の課題であると考えています。	
7	1		民生委員・児童委員の成り手不足につい て。 民生委員制度は今後も必要だと思うが、 どのように維持継続を考えているのか （予算・手段） ※ボランティアなのに、負担が重い。な んでも民生委員に任せるといったこと がある。	厚生労働大臣から委嘱される民生委員は、実費弁償としての活動費のほかは、法律上、給与を支払うことがで きないことから、無報酬のボランティア（非常勤特別職）です。現状、民生委員の担当区域であり、かつ推薦 母体である自治会町内会等に、今後の少子高齢化の進展と合わせて、民生委員とその活動の重要性を説明し、 民生委員への協力を要請していきます。一方で、民生委員の負担を軽減するための方策についても研究してい きます。	

No.	基本 施策	主な対象事業等	質問内容	回答	備考
8	1	P1-39 地域福祉推進団体助成事業	社会福祉協議会について。ボランティアの仲介その他、社会福祉協議会の担っている業務は多いと思うが、市が把握しているその成果について。	社会福祉協議会は、民間の社会福祉法人ではありますが、社会福祉法に位置付けられた団体であり、市内全域で市民を対象に地域福祉活動を展開しています。なお、社会福祉協議会は、法律で区域内の社会福祉活動団体等が参加することとされ、社会福祉施設、障害者団体、自治会、民生委員、ボランティア等が役員となっている団体です。 社会福祉協議会の事業は、身近な地域で各種の地域福祉活動を実践している地区社協活動の推進やボランティアセンターの運営など市民参加による地域福祉の充実に貢献しています。また、生活困窮者への支援として、善意銀行や県社協から委託を受け、生活福祉資金の貸付、歳末助け合い募金も行っています。そのほか心配ごと相談、法律相談、市委託の敬老事業、県社協委託の日常生活自立支援事業、法人後見事業など地域福祉の向上に資する事業を実施しています。	
9	1 7 8	施策の基礎データとして ※「佐倉市高齢者福祉・介護計画」 P7、P22	<ul style="list-style-type: none"> ひとり暮らし高齢者の人数把握はしているか。見守り支援など、対応は何かしているのか。 ひとり暮らし高齢者の生活状況の地域ごとの特徴について。 	<ul style="list-style-type: none"> 独居老人の数でございますが、高齢者福祉課で把握している住民基本台帳をベースに抽出しました 10 月 1 日現在のデータによりますと、65 歳以上の単身世帯数は 7,958 世帯でございます。同一敷地内や、実際には同居しながら住民登録では世帯分離をしているケース等もございますので、実態とは異なった、あくまでも参考データとしてとらえているものでございます。 現在、市が実施しております見守り策といたしましては、ひとり暮らし高齢者や寝たきり高齢者、認知症高齢者について、民生委員、児童委員や地域包括支援センターと市の高齢者福祉課で情報共有を図る高齢者台帳の登録、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯で、疾病や心身の障害などにより買い物や調理が困難な方に対し、安否確認を兼ねて夕食を手渡して配送するふれあい配食サービス、65 歳以上のひとり暮らしの方に貸与する緊急通報システム、地域包括支援センターによる特に見守りが必要な高齢者の見守り支援などがございます。 近年、少子高齢化や核家族化、社会経済環境の変化などにより地域住民の繋がりが希薄になったと言われております。佐倉市内の新興住宅地域もその例外ではなく、地域との関わりが少ないひとり暮らし高齢者が増え、問題が生じるまで浮き彫りにならないのが現状としてありますが、一方農村部では地域コミュニティが存続され、地域の課題は地域の中で解決されているものと認識しております。 	
10	7	基本施策 7 の基礎データとして	孤独死の件数の把握はしているか。孤独死をなくすための取組は何か実施しているか。	<ul style="list-style-type: none"> 孤独死の件数につきましては、高齢者等ふれあい配食サービスなど福祉施策を実施する中で把握した事案や新聞販売店などの民間事業者・近隣の方などから通報が入り、民生・児童委員、地域包括支援センター及び警察等と連携協力し対応した事案につきましては、平成 23 年度以降 9 件把握しております。 孤独死をなくすための取り組みとしては、民生委員・児童委員、各地域包括支援センターが地域の住民と協力して地域の高齢者の見守り支援を行っているところでございます。また、現在高齢者福祉課では、新聞販売店や宅配サービス事業者等の民間事業者、電気、ガス、水道等の事業者、民生委員・児童委員協議会や市内地域包括支援センター等による高齢者見守りネットワークの構築に向けた取り組みを進めているところでございます。 	

11	7	P7-113 認知症高齢者等支援事業 P7-119 認知症地域支援推進事業	認知症の方の人数は何人か(またはどの程度だと推測しているか)	<p>・平成 24 年 8 月 24 日、厚生労働省老健局より「認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の高齢者数」が 2010 年時点で 280 万人、65 歳以上の高齢者人口に対する比率が 9.5%であると公表されました。</p> <p>この比率をもとに、佐倉市における「認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の高齢者数」を試算した結果、約 3,800 人であると推測できます。</p> <p>※平成 24 年 4 月末現在の佐倉市における「認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の高齢者数」は 3,171 人です(介護認定状況より)。なお、当該人数につきましては、要介護認定申請を行っていない認知症高齢者は含まれておりませんので、実態数としてはさらに多くなるものと考えられます。</p>	
----	---	--	--------------------------------	---	--

No.	基本 施策	主な対象事業等	質問内容	回答	備考
12	7 8	P7-6 基本施策7 事業一覧表 (例) 敬老金祝金贈呈事業 P8-5 基本施策8 事業一覧表	<p>少子高齢化が進むなか、財政面でも厳しい状況だと考えるが、「あったほうがありがたい」程度の事業は見直しを検討すべきではないか。元気な高齢者へのサービスの見直しについてどのように考えているか。ただしこれは福祉部だけが検討する視点ではなく、市全体の方向性として検討すべきだと考えるが。</p> <p>(例えば高齢者へのお祝いなど※自治人権推進課の事業とも重複するのでは)</p>	<p>①基本施策7・基本施策8における事業の中でも、「敬老祝金事業」「敬老会事業」「はりきゅうマッサージ等施設利用助成事業」等の事業は、高齢者の増加に伴い、事業経費が比例して増えてまいります。佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会推進懇話会の所掌事務には(2)高齢者計画に関する事業の進行管理に意見を述べていただく事項があり、当該懇話会委員の皆様のご意見を参考に見直しを行います。</p> <p>なお、市民憲章推進事業と敬老会事業の中でも90歳に対する記念品贈呈があることを、認識しておりますので、担当課と協議してまいります。</p> <p>②元気な高齢者へのサービスの見直しについて</p> <p>ここでは、高齢者クラブ活動支援事業やシルバー人材センターの活動については、引き続き、支援を考えております。</p> <p>なお、老人福祉センターについては、平成25年4月より地域福祉センターの指定管理制度により運営が行われます。</p>	
13	8		<p>高齢者サービス事業は長年実施しているものも多く、形骸化している事業があるのではないかと。各事業は目的・ニーズにあった事業となっているか。</p> <p>他市の事例で、見知らぬ中学生から70代の高齢者にハガキが送られてくるという事業があった。仮に自分が登下校の見守りをしているような関係のある小中学生からのハガキで有れば意味があるが、手段が雑になっていると感じた。自己点検してみて、佐倉市の事業はどうか。</p>	<p>高齢者サービス事業は、長年実施しているもの多いとのことですが、これまで、整理淘汰されたものが、現在も継続している事業と考えております。なお、上記①にも示したように、それぞれの事業について総合的に精査し、対象事業経費等の見直しが必要と考えております。</p>	
14	8	P8-1 「2. 現状と課題」欄	<p>基本施策8の2. 現状と課題No.3「〇学習活動の推進」の文中に記載されている「豊かな人生」と書かれた「豊かさ」をどうとらえているか。</p>	<p>常に学び学習し、心豊かな人格形成を育んでいただくことが、心豊かな人生を送って行くものと考えております。</p>	
15	8	P8-19 高齢者就業機会確保事業	<p>高齢者の就労支援の具体的内容や、現状はどのようになっているか。</p>	<p>・高齢者就業機会確保事業については、手に技術を付けて就業の機会につなげようとするものですが、現在の講座、籐工芸、七宝工芸、刺繍・竹工芸、園芸の内容で実施しているが、実際に収入を得るまでに至らない講座等、就労支援に繋がるよう見直しを行う必要があります。</p>	

No.	基本 施策	主な対象事業等	質問内容	回答	備考
16	8	P8-1 2. 現状と課題 No.3 「学習活動の推進」 P8-22 高齢者就業機会確保事業 P8-31 高齢者交流事業 他	生涯学習は高齢者の豊かな人生に重要だと考えるが、その点はどうか。 例えば公民館事業との連携でいえば、施設のバリアフリー化や交通手段などハード面の検討も必要ではないか。 (※施策を達成するための手段として他部署との連携の必要性について)	<p>・生涯学習については、小さな子供から高齢者に至るまで、多岐にわたっております。高齢者福祉課でいえば、高齢者クラブ、老人福祉センター等が中心とした高齢者を対象としたものでございます。</p> <p>市内の施設でいえば、公民館、図書館、老幼の館等の施設においても同様に生涯学習が行われているものと考えております。</p> <p>※生涯学習の振興に向けて、平成2年に「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」を策定し推進体制の整備を図ることとし、18年12月に改正した教育基本法に生涯学習の理念を明記した(第3条)。これらの法律や中央教育審議会の答申等に基づき、国民一人一人が生涯を通して学ぶことのできる環境の整備、多様な学習機会の提供、学習した成果が適切に評価されるための仕組みづくりなど、「生涯学習社会」の実現のための取組を進める。</p> <p>・高齢者の生きがいと健康づくり推進のため、地域を基盤とする高齢者の自主的な活動組織である老人クラブ等や都道府県及び市町村が行う地域の高齢者の社会参加活動を支援する。</p> <p>地域住民の身近な学習拠点である公民館を始めとする社会教育施設等において、幅広い年齢層を対象とした多様な学習機会の充実を促進する。</p>	
17	8	P8-43 敬老事業運営事業	<p>敬老会について</p> <p>・参加率が30%程度の状況をどう考えるか (手段の見直し、事業の継続、ニーズのとらえ直しなど)</p> <p>・地区によっての状況</p> <p>・記念品の全員配布は安否確認の意味からも継続されるのか</p> <p>・経費の見直しについて。例えば参加率の実績を反映して執行し、無駄をなくしたらどうか</p>	<p>①敬老会は、現在、14地区社協、開催回数24箇所で開催しております。</p> <p>敬老会への参加率につきましては、平成15年度から対象者を70歳以上から75歳以上とした時期から、参加率が30%程度となっております。それまでは、過去最高60%台もでございます。</p> <p>②地区における開催状況でございますが、14地区社協の内、佐倉東部2箇所、ユーカーが丘地区社協は、4箇所、西志津地区社協は、2箇所、志津地区社協は、3箇所、志津南地区社協は、3箇所でございます。</p> <p>③記念品の全員配布は、安否確認、コミュニケーションを図るためのきっかけの一助と考えております。</p> <p>④経費の見直しについては、これまでの見直し＝平成17年90歳以上記念品を贈呈しておりましたが、90歳を対象にし、さらに5千円から3千円の記念品とした。また、結婚50周年記念事業を合わせて廃止しております。この他、平成20年度に男女最高齢者への記念品贈呈の廃止しております。</p> <p>◆現在、地区社協への配分金は、対象者・福祉委員の人数により配分額が変わります。</p>	

No.	基本 施策	主な対象事業等	質問内容	回答	備考
18	1 1	P1 1-1 【介護サービス】	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度で、要支援判定が出ない人への対応はどうしているか。 ・認定の範囲だとサービスが不足している人、逆に現在の認定ではサービスを使いきれないひとなど、認定とサービス供給のマッチングについて、どの程度把握し、どのように考えているか 	<p>①介護保険制度による認定は、認定調査員によるご本人の身体状況や介護の状況の聞き取り調査と主治医の意見書をもとに、保健・医療・福祉の専門家で構成される「介護認定審査会」で審査され、「非該当」から「介護5」までの介護度が決定されます。</p> <p>審査会で「非該当」になった方は、日常生活の自立度が高く、介護の手間が少ない方が多いことから、介護保険のサービス利用の該当外となります。このような方については、結果通知の際、介護保険サービス外の福祉制度のご案内をしております。</p> <p>なお、介護認定の申請は、お体の状態が変化した場合、何度でもできることも、あわせてご案内をしております。</p> <p>②認定後のサービス利用については、ケアマネジャーと契約を結び、ケアマネジャーがご本人やその介護者等と相談をしながら、介護サービスの利用プラン（ケアプラン）を立案し、これを元にサービス利用をしております。</p> <p>ケアプランに関してはケアマネジャーが定期的に、ご本人や家族等と一緒にケアプランの見直しを行い、現在の状態にあったサービスの利用ができるよう対応しています。</p> <p>なお、認定された介護度に対し、月の限度額内でサービスが足りるか足りないかについては、認定を受けた方の介護の必要量により、限度額上限までご利用される方、まだそこまで利用しなくても大丈夫な方等、個々のケースにより異なります。万が一、介護度が現在の状況と見合っていない場合は、見直し申請をしていただければ、いつでも介護度の見直しを行っております。</p> <p>ちなみに、昨年度はこの見直し申請の件数は、393件あり、適宜、ご本人の介護度にあったサービスの提供が行われていると推測されます。</p>	
19	1 1	P1 1-25 介護認定審査会事業 P1 1-37 介護保険認定運営事業	介護保険制度は認定までの期間が短くなって利用者は助かっているが、業務の上では大変だと思う。どのように工夫しているか	<p>認定業務は、大きくわけて、認定調査事業（P1 1-31）と、認定審査会事業（P1 1-25）の2つがあります。</p> <p>認定調査は、申請者に対し、認定調査員がご自宅、病院、施設等にお伺いし、ご本人様の状況や介護状況を調査するものであり、H23年度は、6、087件の調査を実施しております。</p> <p>認定調査は、市で雇用する臨時職員・非常勤職員計12名を中心に、一部を居宅支援事業所に委託をし、対応しております。</p> <p>また、介護度を決める認定審査会については、現在10部会、70名の委員にて実施しており、H23年度は、241回開催し、6、048件の審査を行っております。高齢者の増加に伴い、介護認定の申請数も増加傾向にあることから、昨年度、審査会を9部会から10部会に増やし、結果通知の遅延を少なくするように取り組んでおります。</p> <p>なお、認定申請数は、昨年度6、310件あり、今後、毎年約300件ずつ増加する見込みです。認定結果は、介護保険法により30日以内に通知することになっているため、申請数の増加に見合った、認定業務体制を整えることが、課題となっております。</p>	

1 地域福祉活動が盛んなまちにします

【現状と課題】	【施策】	【分類】	【意見交換内容】	【意見書（案）への要素】	【その他】
<p>○福祉ニーズに対応する支援体制の拡充 少子高齢化の進展やライフスタイルの多様化などに伴い、地域社会における福祉ニーズが高まっています。このような状況に対応するため、市の相談窓口の拡充とともに、保健、医療、福祉サービスの提供環境を強化していく必要があります。</p>	<p>○わかりやすい相談窓口と情報の発信に努めます 多様化している福祉に関する相談窓口についての相談機能の充実を図り、組織的な相談体制づくり、情報提供を推進します。</p>	<p>現状と課題</p>	<p>→民生委員と児童委員は欠員がでていることから引き受け手がない状況。欠員がでている場合は、近隣の民生委員で補っている。 →町内会等から推薦を受けているが、町内会長は1年でかわるが、民生委員は数年行っていく状況 →社会制度に裏付けされたボランティア。普通のボランティアと異なり、時間、場所、内容を選べない状況。行政から期待されることが多すぎて辞退するケースもありえる。 →実働内容の量や質から考えて、ボランティアで継続できるものか。反対に、ボランティアだから受けているということもある。仮に職業化したら受けてくれないのではないかと意識は高い。 →民生委員を孤立させないことが重要。研修会などの実施。 →民生委員を受けてくれる人は他の委員を行ってくれる方が多い。 →相談内容によっては、民生委員が受けなくても他に相談窓口がある場合もあるから、その窓口につなげるようなネットワークが必要。</p>	<p>○福祉に限らず全体的に「あればいい事業」から「なくてはならない事業」に絞り込むことが必要。どう絞り込むかが課題となる。 例えば敬老祝金にしてもなくても大丈夫かどうか、どう検証するのか考えていかないとけない。 ○地域力について 民生委員の他にも地域にはたくさんの方がいる。すでに福祉に携わっている人に、さらに負担を強いるのは厳しい。 今までは、福祉に携わりたい人だけに頼っていたところがあったが、もっと、多くの普通の方が気軽にボランティアにかかわれるような仕組みが必要。例えば、佐倉市独自の（仮）社会福祉地域支援員などのようにポストをつくってみることも必要。 高齢者の方でもいいし、保護者の方でもかまわない。普段は会社にいつているような人も週末はかかわるような仕組みもあってもいい。</p>	
<p>○地域福祉推進体制の拡充 だれもが住みなれた場所で、自分らしく、幸せに暮らし続けるためには、地域のすべての人々で支え合い、助けを求めている人が適切にサービスを受ける体制づくりが必要です。そのため、市民による自主的な福祉活動への取り組みを支援するとともに、組織や人材の育成を図り、地域福祉の推進体制を拡充していく必要があります。</p>	<p>○だれもが地域で福祉に関心を持ち、ともに支え合うまちづくりに努めます。 社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO 法人及びボランティアなどをはじめ、市民による自主的な福祉活動を支援し、地域の人々の福祉活動への参加を促進します。また、市民だれもが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域住民相互の支え合いによる地域福祉コミュニティづくりを推進します。</p>	<p>現状と課題</p>	<p>→地域で福祉活動をしている人の声を反映する仕組みが必要 →社会福祉協議会の役割については、説明を聞く中で重要な役割を担っていると認識出来るが、市がやること、社会福祉協議会がやること、NPOと連携することなどがもう少し分かりやすいとよいと思う。 →地区社協の活躍で震災以降、地域の力が目に見える。</p>		

基本施策の今後の方針		懇話会における方針	【意見書（案）への要素】	
<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員との連携協力、さらには市民の地域福祉活動へ参加を促進するため、民生委員・児童委員活動支援事業、地域福祉活動推進団体助成事業を、施策目標達成のためにより有効な方策等を研究しながら実施していきます。 ・地域福祉計画策定事業、さらに関連事業である総合窓口設置事業、（仮称）地域福祉コーディネーター設置事業について地域福祉計画推進委員会等を開催し、市民等の意見を伺いながら設置に向けた検討を進めていきます。 				1-6
事業名	今後の方向性	懇話会における方向性	【意見書（案）への要素】	今後の方向性の頁
民生委員・児童委員活動支援事業	継続（現状維持）			1-12
民生委員・児童委員推薦事業	継続（現状維持）			1-18
総合窓口設置事業	継続（現状維持）			1-24
献血推進事業	継続（現状維持）			1-30
社会福祉団体助成事業	継続（現状維持）			1-36
地域福祉推進団体助成事業	継続（現状維持）			1-42
西部地域福祉センター修繕事業	その他			1-48
地域福祉計画策定事業	継続（現状維持）			1-54
地域福祉コーディネーター設置事業	継続（現状維持）			
福祉施設等管理運営委託事業	継続（現状維持）			1-60

4 安心して子どもを産み育て、子育てしやすいまちにします

【現状と課題】	【施策】	【分類】	【意見交換内容】	【意見書（案）への要素】	【その他】
○待機児童の増加 女性の就業率の高まりに伴い、保育園の入園率が高まり、保育園に入れない待機児童が発生しています。	○保育サービスの拡充を図ります 保育園の受け入れ枠の拡大などにより、待機児童ゼロを目指します。また、保護者の就労形態の多様化に対応し、延長保育の充実、一時預かりの拡充、病児・病後児保育など、保育サービスの多様化・拡充について検討します。併せて、民間保育施設の運営及び施設整備への支援について、国・県の施策を踏まえて手法の検討を行います。	指標	認可保育園待機児童数の指標の目標値の考え方として 公立・民間保育園数をわけている理由 →認可保育園整備の指標では、法律の基準に係るため公立・民間をわけているが、待機児童対策では課題の解消が目標であり、公立・民間はわけない		
		現状と課題	民間保育園と公立保育園の現状と対応方法 →佐倉市は正職員の割合が低く、公立保育園では非常勤補佐員賃金が高い。民間保育園は正職員が多く、民間保育園が一般財源ベースで圧縮されている。	(例) 市民に意図を伝えるには、民間保育園と公立保育園の現状、対応方法、その他データを明示するとよい	
○保育ニーズの多様化 就労形態の多様化などにより保育ニーズも年々多様化し、延長保育や一時預かり、休日保育など、多様な保育サービスが求められています。		現状と課題 手段	待機児童の増加について →女性の就業率の高まりに伴い、保育園の入園率が高まり、保育園に入れない待機児童が発生している →待機児童の7割が志津地区で占められている →無認可保育園にも適切な保育のあり方については働きかけている。 →(事務局調べ) 厚生労働省(新待機児童ゼロ作成 H20) 過去5年間(H15→20年)で13万人分の保育所定員を整備したが、待機児童数は7千人しか減少していない。(保育所定員が整備されても、潜在需要の顕在化が続き、待機児童が解消されない状況) 低年齢児(0~2歳)の待機児童数が全体の約76%	(例) 待機児童の中には、就労形態の多様化などにより保育ニーズも年々多様化(低年齢児等年代別、必要な保育時間等家庭の状況、地区別の対応)していることから、提供する手段も多様でなくてはならない。 →認可保育園中心の対応は1ニーズの対応でしかない。認可外保育でも有資格者が対応しているところもあり、認可外保育も含めて佐倉市の保育サービスという考え方も必要保育全般を公共サービスとして認識し、認可保育園の範疇でない子育て支援機関も含め、佐倉市の保育サービス全体を認識していくよう勧める。 →保育ニーズにあった保育サービスを推進していく必要がある。 →保育ママのさらなる活用	
○学童保育所の整備・拡充 入所児童数が過密となっている施設と、入所児童数が数名の施設が発生しています。また、全ての施設における小学校6年生までの利用受け入れや長期休暇中のみでも利用できる体制整備の要望があります。	○放課後児童健全育成(学童保育)の充実を図ります 学童保育のサービス内容などを再検討し、改善を図ります。また、未整備小学校区の解消、入所児童の過密の解消、すべての学童保育	現状と課題	→学童保育所は民間も含めると30箇所弱ある。利用者は7年間で倍になっていて、施設としては手狭なところもある。 →学童保育所の1~6年児童までを対象としてほしいとの要望があり、整備をすすめている状況 →ハード面の整備が必要であるが、地区によっては子ども		

	所（児童クラブ）における小学校 6 年生までの受け入れについて検討します。また、児童インストラクターの人材の確保と資質の向上に努めます。		もの数が増え余裕教室がない状況もある →指定管理者への移行準備をすすめている		
○子育てに係る経済的支援の推進 子育てに要する経済的負担の軽減を図るため、保育料の適正化や子どもの手当の支給、乳幼児・子どもの医療費助成など、経済的な支援を行っていく必要があります。	○子育てに係る経済的負担の軽減に努めます 少子化の要因の一つとして、子育てに係る経済的負担があげられます。子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、適切な支援をしていきます。	現状と課題	→子ども医療費助成は保護者の経済的負担につながる。平成 24 年度に千葉県が入院補助を中学校 3 年までに拡大したことから、市も医療費補助の拡大を図る。(12 月より)		
○ひとり親家庭などへの支援体制の充実 ひとり親家庭などが増加する中、経済・雇用状況など、ひとり親を取り巻く環境は大変厳しいものとなっています。相談体制を充実するとともに、経済的支援、子育て及び日常生活支援、就労支援が総合的に行われることが求められています。	○ひとり親家庭などの生活の安定と自立を図ります 近年、ひとり親世帯が増加してきており、その保護者の多くは、生活・就労・養育などの問題を抱えています。このことから、ひとり親家庭を支援するため、必要な相談・援助体制の充実を図ります。	現状と課題 手段	→平成 20 年度からひとり親家庭自立支援員を配置し、母子家庭の相談や各種制度の紹介、就労に関する給付事業の相談、日常生活、配偶者からの暴力、子どもの就学支援等を行っている。 →ひとり親家庭への支援の一つで、資格取得で就労に結びつく支援を行っているが、就労が叶わなかった対象者に保育ママを勧めてみるのも一つの方法	(例) ひとり親家庭の就労の一つとして、保育ママなどの子育てに関する業務などができる方法もあるのではないか	

基本施策の今後の方針		懇話会における方針		【意見書（案）への要素】	
<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、多様化する保育ニーズに対応するため、事業の拡充に努めます。 喫緊の課題である待機児童問題に対応するため、民間による認可保育園の整備の推進に努めます。 保護者の経済的負担の軽減に向け、対象年齢の拡充等、子ども医療費助成制度の充実等に努めます。 		<ul style="list-style-type: none"> →子どもをどう育てるかの議論がもう少し必要 →子育てについて、福祉分野だけではなく部局をこえた議論が必要。特に、幼稚園、預かり保育は教育分野で運営していることから、両方を認識することが必要 →教育と福祉分野が連携をするために障害があるようなら、懇話会として方向性を提言するなど後押しをしてあげたい。抱えている課題点を確認する必要もある。 		<ul style="list-style-type: none"> →市のみでできること、民間でできること、市民の協力が必要なことに峻別し、各々についての目標をできる限りグラフや数値を用いて具体的なものにすること →目標未達成の原因分析については、数値等の客観的な事実に基づき、より具体的な説明を総括欄に記入するとともに、目標値の設定を見直しを行ってはどうか 	4-6
事業名	今後の方向性	懇話会における方向性		【意見書（案）への要素】	今後の方向性の頁
民間保育園助成事業	拡大（重点化）				4-12
認可外保育施設利用者・運営助成事業	継続（現状維持）				4-18
保育園一般事務費	継続（現状維持）				4-24
保育園管理運営事業	継続（現状維持）				4-31

保育所入所委託事業	継続（現状維持）			4-37
佐倉保育園改築事業	継続（現状維持）			4-43
馬渡保育園改築事業	継続（現状維持）			4-49
家庭保育運営事業	拡大（重点化）			4-55
保育園施設整備事業	拡大（重点化）			4-61
病児・病後児保育事業	拡大（重点化）	→病児・病後児保育対策として、今年度に 2 施設がオープン予定		4-67
民間保育園施設整備助成事業	継続（現状維持）			4-73
佐倉東保育園改修事業	継続（現状維持）			4-79
学童保育所管理運営事業	拡大（重点化）			4-85
学童保育所施設整備事業	拡大（重点化）			4-91
子ども医療費助成事業（市費拡充分）	拡大（重点化）			4-97
子ども医療費（県費制度分）	拡大（重点化）			4-103
ひとり親家庭等自立支援事業	継続（現状維持）			4-109
ひとり親家庭等医療費等助成事業	継続（現状維持）			4-115
ひとり親家庭児童入学及び就職祝金支給事業	事業目的・手段の見直し	<p>【昨年度の懇話会意見】</p> <p>→祝金の支給対象者は、就学援助費、社会福祉協議会から年 1 度支給される義援金、児童手当（子ども手当）の支給対象者でもあり、それらに加えて祝金が支給されていることとなります。</p> <p>この事業は「安心して子どもを産み育てる」環境の整備という施策の実現手段と位置づけられていますが、支給額 1 万円でその効果を得られるか疑問があります。文房具などの物品支給にするなど手法の変更も検討できると思われます。</p> <p>一方で、母子家庭の経済状況はかなり苦しいとのデータがあります。また、父子家庭も、ここ 10 年位は所得が落ち込んでおり、祝金支給が意欲につながることも考えられます。担当課は現状維持とのことですが、所得水準の高い家庭もあること、就学援助費では所得制限が設けられていることから、祝金の支給についても所得制限を検討するなど、一律支給については慎重に対応すべきと思われます。ただし、所得制限をもうけるか否かについては、事務コストのバランスを勘案し、検討する必要があります。</p>		4-121

5 子どもが安全に暮らせるまちにします

【現状と課題】	【施策】	【分類】	【意見交換内容】	【意見書（案）への要素】	【その他】
○児童虐待の防止 児童虐待の相談対応件数は増加傾向にあります。児童虐待の防止に向け、継続した市民への意識の啓発、関係機関とのネットワーク体制の強化、相談体制の充実が必要です。	○児童虐待防止対策を進めます 子どもへの虐待は、子どもの人権を著しく侵害し、子どもの心身の成長や人格形成に重大な影響を与え、時には命を奪うこともあります。虐待防止に向け、関係機関とのネットワークをさらに強化し、未然防止や早期発見、情報の共有化に努め、児童や家庭への支援を充実します。また、児童虐待防止の啓発活動を推進します。	現状と課題	→相談内容が多岐にわたるため、佐倉市児童虐待防止ネットワークの関係機関である学校・児童福祉施設・母子保健担当課・警察等関係機関と連携し、問題解決にあたっている。 →家庭内で起こる暴力は児童だけではなく、高齢者も対象とされやすい。そのため、代表者会議では各機関の代表が広く集まり情報共有を図っている。 →家庭児童相談員を 2 名、保健師・保育士・社会福祉士・社会福祉主事の専門職員を 5 名配置し、児童虐待や児童の養育問題などについての相談を受け、また、佐倉市児童虐待防止ネットワークを設置し、児童相談所をはじめ各関係機関と連携しながら要保護児童に幅広く対応している。 →市民からの通報の啓発も重要であり、広報やリーフレットの配布、ポスターの掲示、地域新聞での全戸配布等を推進し、発生予防、早期発見、早期対策に努めている。		

基本施策の今後の方針		懇話会における方針	【意見書（案）への要素】	
・母子保健担当課や子育て支援担当課との連携を強化し、児童虐待の未然防止に努めます。				5・4
事業名	今後の方向性	懇話会における方向性	【意見書（案）への要素】	今後の方向性の頁
家庭児童支援事業	拡大（重点化）			5・10

6 地域ぐるみで子育てができるやさしいまちにします

【現状と課題】	【施策】	【分類】	【意見交換内容】	【意見書（案）への要素】	【その他】
○地域社会における子育て機能や意識の希薄化 少子化や核家族化が進むにつれ、子どもを地域ぐるみで育むという、地域での子育て機能や意識が希薄になっています。	○地域における子育て協力体制を整備します。 さまざまな機会・手段を通して、社会全体で子育てをしていく意識を啓発します。また、市民、NPO、ボランティアなどが協力を進め、子育て支援を行う体制づくりを進めていくとともに、市民の自発的な活動の支援・育成を図ります。また、ファミリーサポートセンター事業により、地域における子育ての相互援助を支援します。	現状と課題	ファミリーサポートセンターは3年が経過しており、会員数、相談活動援助活動件数も増加傾向にあり、着実に効果をあげている。 →ファミリーサポートセンターの情報発信を行い、IT世代の利用者が情報入手、活用できるようにすることが必要	(例) 子どもを地域ぐるみで育むことの一つとして、ファミリーサポートセンターの3年間の成果をホームページなど情報発信に努める。	
○育児不安を解消できない保護者の増加 核家族化の進行、地域社会の交流の希薄化などにより、子育てに関して誰にも相談できず、育児不安を抱え、孤立感を覚える保護者が増えています。	○子育て情報の提供と、相談・交流の場づくりを行います。 子育ての悩みや不安の軽減、解消を図るため、子育てに関する相談体制を充実させるほか、気軽に親子が交流できる場づくりや必要な情報の提供を行います。		→子どもを対象とした事業は多くの関係団体でも実施をしており、関係団体との調整はもとより、目的をより明確にして事業を進めるなど方法を改善しながら事業を進めます。		
○相談内容の複雑・多様化 近年、子育てに関する相談の内容が複雑、多様化してきています。					

基本施策の今後の方針		懇話会における方針	【意見書（案）への要素】	
・保護者の育児不安の解消のための相談機能や交流や情報提供の場としての地域子育て支援拠点事業の拡充に取り組みます。 ・関係部局との連携について検討します				6-5
事業名	今後の方向性	懇話会における方向性	【意見書（案）への要素】	今後の方向性の頁
ファミリーサポートセンター事業	拡大（重点化）			6-10
児童福祉一般事務費	縮小（効率化）			6-16
子どもの遊び場管理事業	縮小（効率化）			6-22
地域子育て支援事業	拡大（重点化）			6-28
児童センター一般事務費	継続（現状維持）			6-34
子育て支援センター事業	継続（現状維持）			6-40
児童センター施設整備事業	継続（現状維持）			6-46
南部保健福祉センター施設改修事業	継続（現状維持）			6-52

7 高齢者が安心して暮らせるまちにします

【現状と課題】	【施策】	【分類】	【意見交換内容】	【意見書（案）への要素】	【その他】
<p>○在宅福祉サービスの維持・充実 高齢化の進行による要介護者の増加に伴い、在宅での家族介護も増えることから、介護の不安や孤立感を抱える在宅介護者に対する支援を充実する必要があります。また、介護保険に該当しない在宅サービスを維持・充実する必要があります。</p>	<p>○高齢者が生活しやすい環境づくりに努めます 『佐倉市高齢者福祉・介護計画』に基づき、福祉施設の整備や相談体制の強化、各機関との連携を図るなど、高齢者が生活しやすい環境づくりに努めます。また、さまざまな情報媒体を効果的に活用して高齢者の福祉・介護に関する情報提供の充実に努めます。</p> <p>○安心な老後を支える仕組みづくりに努めます 家庭や地域で支援を必要としている高齢者が、適正なサービスを受けることができるよう、地域包括支援センターを中心とした連携の強化に努めます。</p> <p>○健康でいきいきとした生活づくりに努めます 高齢者が住み慣れた地域でいつまでも健康に過ごせるように、介護予防を推進し、健康の維持増進に努めます。</p>	<p>現状と課題</p>	<p>→高齢者への福祉サービスは、本当に必要とされているサービス、「あってもいい」程度のサービスを検証し、必要に応じて目的、対象、手段を見直す必要がある。</p> <p>→はり・きゅう・マッサージ等施設利用券が本当に必要な人に利用されているか。届いているかどうか</p> <p>→地区代表者に配布負担がかかる事業もある。</p> <p>→一軒ずつまわる事業は場合によっては安否確認をする点で有効な場合もある。</p> <p>→高齢者1人で生活している人、障害をもっている方、認知症を患っている方、高齢者2人世帯など、高齢者の環境、福祉ニーズはさまざまな状況。</p> <p>→独居老人世帯は、参考データで約8,000世帯。孤独死について把握できているものは9軒。認知症は8月に厚生労働省発表で280万人いるとのことで、佐倉市に換算すると約3,800人となる。</p> <p>→孤独死を防ぐ手段は重要であるが、非常に難しい。</p> <p>→宅配業者、民生委員、電気料金、水道料金検診者等からなるネットワークについて検討している。</p> <p>→ネットワークは今までの会議方式だけではなく、解決につながるような仕組みが大切</p> <p>→高齢者にやさしい町はすべての人にやさしい人につながる。</p>	<p>(例) ニーズにあった事業かどうかを確認する必要がある。</p>	
<p>○福祉施設の整備・拡充 特別養護老人ホームや介護施設などの入所待機者が増加しており、施設の整備や拡充が求められています。また、施設職員の人材確保や待遇改善を図り、介護サービスの維持向上を図っていく必要があります。</p>					
<p>○保健・福祉・介護に関する情報提供の徹底化 介護サービスや介護予防事業など市の高齢者福祉事業への市民の認知度が低い状況です。必要な情報を必要な人に届けるために、効果的な情報提供を検討し実施する必要があります。</p>					
<p>○認知症に関する知識の普及と支援体制の強化 認知症の予防や早期発見による治療のため、また、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、市民一人ひとりが認知症に関する正しい知識を持つとともに、地域全体で支えるための体制を整備していく必要があります。</p>					
<p>○介護予防の推進 高齢者が要介護状態になることを防ぎ、住み慣れた地域での自立した生活を維持するため、介護予防に関する知識の普及と地域における自主的な取り組みを推進する必要があります。</p>					

基本施策の今後の方針		懇話会における方針	【意見書（案）への要素】	
<p>・高齢者福祉サービスについて市民ニーズを把握し、現行の事業については、事業の効果や必要性を見極め、適宜必要な見直しについて検討していきます。</p> <p>高齢者アンケート調査等の結果から、健康を保つための予防、また、要支援・要介護状態になっても、可能な限りその居宅において、高齢者の有する能力に応じた日常生活が営むための、在宅福祉サービスを実施していく必要があります。</p>			<p>（例）少子高齢化対策で、今後ますます財源が必要になってくる中で、高齢者への福祉サービスは、必要なサービス、「あってもいい」程度のサービスを検証し、必要に応じて目的、対象、手段を見直す必要がある。</p>	7-5
事業名	今後の方向性	懇話会における方向性	【意見書（案）への要素】	今後の方向性の頁
高齢者福祉一般事務費	継続（現状維持）			7-10
敬老祝金贈呈事業	縮小（効率化）		事業の評価・分析の効率性でコスト削減の余地があるとの評価になっている。	7-16
高齢者福祉・介護計画推進懇話会事業	継続（現状維持）			7-22
相談支援事業	継続（現状維持）			7-28
施設整備推進事業	継続（現状維持）			7-34
在宅福祉サービス事業	継続（現状維持）			7-40
その他支援事業	継続（現状維持）			7-46
包括支援事業	継続（現状維持）			7-52
家族支援事業	継続（現状維持）			7-110
認知症高齢者等支援事業	継続（現状維持）			7-116
認知症地域支援推進事業	継続（現状維持）			7-122
通所型介護予防事業	継続（現状維持）			7-128
訪問型介護予防事業	継続（現状維持）			7-134
介護予防普及啓発事業	継続（現状維持）			7-140
はり・きゅう・マッサージ等施設利用助成事業	継続（現状維持）			7-146
二次予防事業の対象者把握事業	継続（現状維持）			7-152
地域介護予防活動支援事業	継続（現状維持）			7-158

8 高齢者が安心して暮らせるまちにします

【現状と課題】	【施策】	【分類】	【意見交換内容】	【意見書（案）への要素】	【その他】
○就労機会の確保 老後の生計安定と社会参加による生きがいや健康の維持・増進を図るため、高齢者の就労機会を確保する必要があります。	○高齢者が楽しく生きがいのある暮らしづくりに努めます 高齢者福祉作業所における各種講座の実施や高年齢者就業援助法人への支援を行い、就労機会の拡大など高齢者の就労支援に努めます。また、社会参加活動の場である規模拡大のための環境整備と支援、敬老会などによる世代間交流の推進に努めます。		→高齢者クラブ加入率（高齢者クラブ加入者数／60歳以上の市民の数）が4.9%（H23実績）		
○社会参加の促進 高齢者が地域とのつながりと生きがいを持って日々を送ることができるよう、その経験や知識を活用し社会参加を促進する必要があります。			→地区社協は地区代表者と敬老会等地域の横の連携をとっている。		
○学習活動の推進 高齢者が心に張りをもって豊かな人生を送ることができるよう、実践型学習など学習活動を推進する必要があります。			→シルバー人材センターは、高齢者が生きがいを持つ場所のひとつであることは認めるが、自らが事業をしている方や現役で仕事や農業などを行っている方も何らかの形で支援する事業も必要である。		
○世代間交流の推進 高齢者の有する知識や経験などを伝承し、また、敬老意識の普及向上のため、世代間の交流を推進する必要があります。			→敬老会は対象者16,463人に対し、参加者5,066人で参加率は30.8% →高齢者の生きがい支援は、このまま福祉の施策でいいのか。教育との連携は必要ではないか。 →国よりも佐倉は高齢化が早いことが推測されることから、国の政策を待っているわけにはいかない。 →高齢者の知恵や市民カレッジなどで学んだことが生かせる仕組みは今以上に考える必要がある。 →高齢化の山がくる時期をとらえて、施設の設置などを考えていく必要がある。		

基本施策の今後の方針		懇話会における方針	【意見書（案）への要素】	
<p>・高齢者の社会参加による、健康寿命を延長するとともに孤立感を解消していただく必要があります。また、現在、実施している事業については、事業の効果や必要性を見極め、適宜必要な見直しについて検討していきます。</p>			<p>（例）高齢者の健康維持、積極的な社会参加の促進など、その効果は高いものと考えられるが、今後も高齢者人口の増加により経費増が見込まれることから、利用回数の見直しや対象年齢の見直し、利用者負担額の見直しなど、今後の方向性について検討すべきである。</p>	8-4
事業名	今後の方向性	懇話会における方向性	【意見書（案）への要素】	今後の方向性の頁
高齢者クラブ活動支援事業	継続（現状維持）			8-10
レインボープラザ佐倉管理運営委託事業	縮小（効率化）			8-16
高齢者就業機会確保事業	継続（現状維持）			8-22
シルバー人材センター補助事業	継続（現状維持）			8-28
高齢者交流事業	継続（現状維持）			8-34
老人憩の家修繕・改修計画事業	継続（現状維持）			8-40
敬老事業運営事業	継続（現状維持）			8-46
老人憩の家管理運営委託事業	継続（現状維持）			8-52
老人福祉センター施設修繕事業	継続（現状維持）			8-58

1.1 安心して介護サービスを受けることができるまちにします

【現状と課題】	【施策】	【分類】	【意見交換内容】	【意見書（案）への要素】	【その他】
○介護サービス利用者（利用希望者）の増加に対応した介護保険事務の体制づくり 要介護・要支援認定申請者数、介護サービス利用者数が年々増加の一途をたどっている現状を踏まえ、適正に介護サービスの提供が行えるよう介護保険料の確保、認定事務の体制整備、適正なサービス費の給付を行っていく必要があります。	○介護を必要とする被保険者が、安心して介護サービスを受けられるまちづくりに努めます 介護サービス利用者（利用希望者）の増加に対応した介護保険事務の体制整備を図ります。		→介護保険料の確保、認定事務の体制整備、適正なサービス費の給付		

基本施策の今後の方針		懇話会における方針		【意見書（案）への要素】
介護保険制度運営事務の円滑な実施を図るために、介護保険料の確保、認定事務の体制整備、適正なサービス費の給付をこれからも適正に行っていきます。				11-4
事業名	今後の方向性	懇話会における方向性		【意見書（案）への要素】
利用者負担減免措置事業	継続（現状維持）			11-10
介護保険特別会計への臨時繰出経費	継続（現状維持）			11-16
介護保険法等改正に伴うシステム改修事業	継続（現状維持）			11-22
介護認定審査会事業	拡大（重点化）			11-28
認定調査事業	拡大（重点化）			11-34
介護保険認定運営事業	継続（現状維持）			11-40
居宅介護サービス等給付費	継続（現状維持）			11-46
特例居宅介護サービス等給付費	継続（現状維持）			11-52
地域密着型介護サービス給付費	継続（現状維持）			11-58
特例地域密着型介護サービス給付費	継続（現状維持）			11-64
施設介護サービス給付費	継続（現状維持）			11-70
特例施設介護サービス給付費	継続（現状維持）			11-76
居宅介護福祉用具購入給付費	継続（現状維持）			11-82
居宅介護住宅改修給付費	継続（現状維持）			11-88
介護予防サービス給付費	継続（現状維持）			11-94
特例介護予防サービス給付費	継続（現状維持）			11-100
地域密着型介護予防サービス給付費	継続（現状維持）			11-106
特例地域密着型介護予防サービス給付費	継続（現状維持）			11-112
介護予防福祉用具購入給付費	継続（現状維持）			11-118

介護予防住宅改修給付費	継続（現状維持）			11-124
特例介護予防サービス計画給付費	継続（現状維持）			11-130
審査支払手数料	継続（現状維持）			11-136
高額介護サービス給付費	継続（現状維持）			11-142
高額介護予防サービス給付費	継続（現状維持）			11-148
特定入所者介護サービス費	継続（現状維持）			11-154
特例特定入所者介護サービス費	継続（現状維持）			11-160
特定入所者介護予防サービス費	継続（現状維持）			11-166
特例特定入所者介護予防サービス費	継続（現状維持）			11-172
高額医療合算介護サービス費	継続（現状維持）			11-178
高額医療合算介護予防サービス費	継続（現状維持）			11-184
小規模介護施設消火設備整備補助事業	完了			11-190
介護保険災害臨時特例措置事業	完了			11-196